

『宅地開発に伴う道路計画課提出用協議書類および注意事項』

1. 事前審査申請書（または事前審査変更申請書）の写し

2. 開発計画概要書の写し

3. 土地利用計画図

- ① 道路計画がある場合は、「帰属」あるいは「自主管理」の旨を表示すること。
- ② 『開発工事完了時には、完成宅地からの土砂流出対策を施す。』と記載すること。

4. 区域に接する市道等との道路境界確定図

※ 区域外道路拡幅（整備）部についても同様。

- ・市道、市有地（赤道等）・・・・・・・・道路管理課
- ・国道、県道・・・・・・・・千葉県葛南土木事務所管理課

5. 土砂・資材搬出入経路図

※ 施工業者が未定の場合は、「土砂・資材搬出入経路図（案）」と表示。

- ① 別紙例のとおり『念書』を添付すること。
- ② 通行に係る市道等の現況幅員を調査し、図面内に表示すること。
(歩道のある道路については、「車道部〇m」と、車道幅員を明示すること)
- ③ 交通整理員の配置場所を表示すること。
- ④ 待避場所を設ける場合は、その場所を表示すること。
- ⑤ 民地を借用等する場合は、その箇所を表示すること。
- ⑥ 市道等を補強等する場合は、その箇所及び構造を表示すること。

6. 道路計画図

- ① 道路帰属区域（または自主管理区域）を表示すること（幅員等も記入すること）。
- ② 既存道路の整備区域を表示すること。
- ③ 道路施設および安全施設等の構造図（舗装断面図、側溝および車止め等の構造図）を添付すること。
(『安全施設の設置箇所については、後日、道路計画課と立会の上、最終決定する。』と記載すること)
- ④ 既存道路の歩道切下げがある場合は、切下げ箇所の立面図および断面図を添付すること。

7. 道路に埋設されるガス管・水道管・排水管等の経路図および断面図

※ 京葉ガス、県水道局、担当課との協議済みのものを表示すること。

- ① 復旧範囲を表示し、復旧箇所の舗装断面図も添付すること。
(『復旧範囲については、後日、道路計画課と立会の上、最終決定する。』と記載すること)
- ② 断面図には、新設取付管と、ガス本管・水道本管との離隔についても表示すること。
- ③ 街区基準点の既設位置について確認し、表示すること。・・・・道路管理課調査係にて

8. 排水計画図

※ 下水道河川管理課と協議済みのもの。

9. 電柱等の新設・移設図

※ 東京電力、NTT等と協議済みのものを表示すること。

- ① 新設の場合は、設置位置を表示すること。
- ② 移設の場合は、既設位置と移設先位置を表示し、矢印で明示すること。
- ③ 撤去の場合は、既設位置を表示し、撤去の旨を明示すること。

10. 葛南土木事務所との協議回答書・警察との協議議事録

- ① 国道、県道に接している場合は、葛南土木事務所からの協議回答書の写しを提出すること。
- ② 標識、横断歩道の移設等で警察と協議した場合は、その議事録を提出すること。

※ 以上の書類を揃えて道路計画課に3部提出すること。

～ 注意事項 ～

- (1) 道路法の手続きは、工事の一ヶ月前までに申請すること。・・・・・・道路管理課占用係へ
※ 道路掘削工事は、日程等調整し、同一箇所を2度以上施工しないこと。
- (2) 境界標の設置については、設置前に協議すること。
※ 既存市道等と市に帰属される道路との接続部分には、市の境界標を埋設すること。
また、既存の境界標は復元すること。
- (3) 帰属道路部分の確定図については、別紙例のとおり作成し、完了検査の10日前までに、提出すること。
- (4) 安全施設（車止め、カーブミラー等）を設置する場合は、別紙例のとおり帰属目録を作成し、完了検査の時に、原本を提出すること。

〔 市道等＝市道・認定外公道
帰属 ＝寄付を含む 〕

(連絡先)

船橋市役所 道路計画課 計画係

TEL : 047-436-3566

FAX : 047-436-2592

E-mail : dorokeikaku@city.funabashi.lg.jp